

平成16年6月7日

株主の皆様へ

愛知県東海市新宝町507番地の20
株式会社 ユー・エス・エス
代表取締役社長 服 部 太

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、後記参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成16年6月28日までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成16年6月29日（火曜日）午前11時
（昨年と開催時刻が変更となっておりますのでご注意ください）
2. 場 所 愛知県東海市新宝町507番地の20
当社本社（当社名古屋会場）
（末尾の会場案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項
報告事項 第24期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第24期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（22頁）に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（25頁から27頁）に記載のとおりであります。

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

当期における日本経済は、企業業績の改善により設備投資が回復したこともあり景況感は回復基調にありますものの、個人消費にさほど力強さはなくデフレ経済から脱却できるかどうかという不透明な状況で推移いたしました。

自動車流通市場は、前期と比較して新車登録台数がほぼ横這い、中古車登録台数が微増で推移いたしました。また中古車オークション業界は、オークション会場の統廃合や休催、撤退の動きがあるなかで、中古車輸出需要を見込んだ低年式・多走行車の出品の増加もあり出品台数は前期比7.6%増と順調に増加したほか、中古車ディーラーによる良質車確保の動きが顕在化したことなどにより、成約台数も前期比11.3%増と堅調に推移しました。

このような経営環境のなかで当社は、営業活動を強化し、積極的に設備投資を行うほか、取り扱い分野の裾野を広げるとともに、業務提携を進めるなど営業基盤の強化を図りました。

当期に実施しました主な施策は以下のとおりであります。

営業開発チームを中心に新規会員の獲得や既存会員の掘り起こしに注力するほか、顧客満足度向上のためグループ全会場のオークション規則の統一化に取り組むなど、地域毎に圧倒的シェアを獲得する「地域一番会場戦略」推進のための施策を積極的に実施いたしました。これらにより、東京会場499千台（前期比13.1%増）、名古屋会場394千台（前期比10.8%増）など、すべての会場で出品台数を伸ばし、地域ごとに業界トップシェアを堅持いたしました。

中古車流通市場における低年式・多走行車の増加傾向に着目し、リユース車オークションを開始いたしました。また、リサイクル車（事故現状車）オークションの取り扱い台数増加にも注力いたしました。

衛星TVネットワークによる現車中継オークション「USSグローブネットワーク」に愛知県中古自動車販売商工組合、岡山県中古自動車販売商工組合などとの提携により、新たに7つの現車会場が加わり、その勢力をさらに拡大することができました。

これら営業努力により、当期における出品台数は121万台（前期比10.8%増）、成約台数は68万台（前期比13.0%増）となりました。

この結果、当期の売上高は23,583百万円（前期比9.1%増）、経常利益は14,036百万円（前期比10.8%増）、当期純利益は6,883百万円（前期比9.8%増）で、大幅な増収増益となりました。

売上状況

（単位：百万円）

区 分	第 23 期 （平成15年3月期）		第 24 期 （平成16年3月期）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
		%		%
出 品 手 数 料	7,148	33.1	7,433	31.5
成 約 手 数 料	5,020	23.2	5,573	23.6
落 札 手 数 料	5,543	25.6	6,256	26.5
商 品 売 上 高	1,052	4.9	1,006	4.3
その他の営業収入	2,843	13.2	3,314	14.1
合 計	21,608	100.0	23,583	100.0

(2) 設備投資の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は、18,074百万円（完工ベース）であり、その主なものは、横浜会場新築工事（株ユー・エス・エス横浜に対する賃貸設備）および名古屋市港区の事業用土地・建物取得であります。

(3) 資金調達の状況

当期において重要な資金調達はありません。

(4) 営業成績および財産の状況の推移

当期ならびに過去3年間の営業成績および財産の状況の推移は次のとおりであります。

区 分	第 21 期 (平成13年3月期)	第 22 期 (平成14年3月期)	第 23 期 (平成15年3月期)	第 24 期 (平成16年3月期)
売 上 高(百万円)	14,368	17,129	21,608	23,583
経 常 利 益(百万円)	6,646	8,083	12,669	14,036
当 期 純 利 益(百万円)	3,717	4,147	6,269	6,883
1株当たり当期純利益(円)	139	155	229	232
総 資 産(百万円)	57,762	75,161	80,011	81,487
純 資 産(百万円)	31,588	33,642	41,693	63,365

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(第22期より自己株式控除後)により算出しております。なお、第23期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。

2. 第24期につきましては、「(1) 営業の経過および成果」のとおりであります。

(5) 会社が対処すべき課題

今後の日本経済は、企業業績の改善に加え、雇用環境の持ち直しに支えられて個人消費にも回復の兆しがみえてきましたが、米国経済の動向やイラクをはじめとした国際情勢などの不安定要因もあり、景気の回復基調が持続するかどうか先行き不透明な状況が続くものと思われます。自動車流通市場は、新車および中古車登録台数ともに大きな伸びは期待できないものの、中古車オークション市場は低年式・多走行車の出品台数増もあり、当面拡大基調で推移するものと予想されます。

当社は、このような経営環境をしっかりと認識し、なお一層の経営基盤の強化に努める所存であります。

当社は、引き続き地域ごとに圧倒的シェアを獲得する「地域一番会場戦略」を継続して既存会場の更なる拡大・強化を図るとともに、平成16年10月開設予定の新東京会場を早期に軌道に乗せることを目指します。また、「USSグローブネットワーク」の提携拡大を図り、衛星TVネットワーク会員の増加に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会社の概況（平成16年3月31日現在）

(1) 事業内容

中古自動車のオークション運営

(2) 事業所

本 社 愛知県東海市新宝町507番地の20
オークション会場

名 称	所 在 地
名古屋会場	愛知県東海市
福岡会場	福岡県筑紫野市
九州ゴールド会場	佐賀県鳥栖市
東京会場	千葉県野田市
静岡会場	静岡県袋井市

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 100,000,000株

発行済株式の総数 30,815,069株

(注) 期中の株式の発行

ストックオプションの権利行使により127,050株、新株引受権付社債の権利行使により129,000株、および転換社債の転換により3,146,077株が増加いたしました。

株主総数 4,484名

大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	議決権比率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	3,495千株	11.3%	- 千株	- %
服 部 太	3,317	10.8	-	-
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	2,745	8.9	-	-
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,516	4.9	-	-
安 藤 之 弘	888	2.9	-	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託 U F J 銀行口)	840	2.7	-	-
株式会社服部モータース	721	2.3	-	-

(4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

取得株式

普通株式 361株

取得価額の総額 2,590千円

処分株式

該当事項はありません。

失効手続をした株式

該当事項はありません。

決算期における保有株式

普通株式 1,495株

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成12年 6月29日	平成13年 6月28日	平成14年 6月26日	平成15年 6月25日
新株予約権の数	-	-	2,840個	21,050個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,500株	52,950株	284,000株	210,500株
新株予約権の発行価額	-	-	無償	無償

(注) 平成12年6月29日決議分および平成13年6月28日決議分は、旧商法第280条ノ19にもとづく新株引受権であります(貸借対照表注記参照。)

当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

1. 発行した新株予約権の数
21,800個(新株予約権1個につき10株)
2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
普通株式218,000株
3. 新株予約権の発行価額
無償
4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
1個当り65,100円(1株当り6,510円)
5. 新株予約権の行使期間
平成15年6月26日から平成19年10月31日まで
6. 新株予約権の行使の条件
 - ・新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれの地位をも有さなくなった場合は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行使することができない。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使することができない。
 - ・その他新株予約権の行使の条件は取締役会決議により決定するものとする。

7. 新株予約権の消却事由および条件

- ・上記6に定める行使の条件を充たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ・当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。

8. 新株予約権の有利な条件の内容

当社ならびに当社連結子会社の取締役、使用人および顧問に対し新株予約権を無償で発行した。

9. 新株予約権の割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数、目的となる株式の種類および数等
- ・当社取締役

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
服部 太	200個	普通株式 2,000株
安藤 之弘	200個	普通株式 2,000株
田村 文彦	200個	普通株式 2,000株
原 重雄	200個	普通株式 2,000株
増田 元廣	200個	普通株式 2,000株
合野 栄治	150個	普通株式 1,500株

- ・当社使用人および顧問ならびに当社子会社の取締役および使用人（上位10名）

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	備考
三島敏雄	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
小島栄二	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
八尋一記	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
山本泰詩	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
星野敏郎	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
佐久間一宏	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
草場泰正	150個	普通株式 1,500株	当社執行役員
菅田幸康	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス札幌取締役
岡根博之	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス東京みずほ執行役員
新井栄一	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス群馬取締役

- ・当社取締役の割当株式数のうち最も少ない数以上の割当てを受けた子会社の取締役

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	備考
菅田幸康	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス札幌取締役
新井栄一	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス群馬取締役
大野健司	150個	普通株式 1,500株	株式会社ユー・エス・エス東北取締役

- ・当社使用人および顧問ならびに当社子会社の取締役および使用人に割当てした新株予約権の区分ごとの付与総数等

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	付与した者の総数
当 社 使 用 人	11,250個	普通株式 112,500株	176名
当 社 顧 問	400個	普通株式 4,000株	4名
当 社 子 会 社 の 取 締 役	1,850個	普通株式 18,500株	17名
当 社 子 会 社 の 使 用 人	7,150個	普通株式 71,500株	117名

(6) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
240名	14名増	32.5歳	5.4年

(注) 上記従業員数には、パートタイマーの期中平均人員113.0名(1日7時間30分勤務換算)は含んでおりません。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額	借入先が有する当社の株式	
		持 株 数	議 決 権 比 率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	683,593千円	60,000株	0.2%
株 式 会 社 U F J 銀 行	639,515	-	-
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	409,450	-	-

(8) 企業結合の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ユー・エス・エス岡山	20百万円	100.0%	中古自動車のオークション運営
株式会社ユー・エス・エス札幌	50	100.0	同 上
株式会社ユー・エス・エス東京みずほ	200	90.0	同 上
株式会社ユー・エス・エス群馬	250	60.0	同 上
株式会社ユー・エス・エス東北	100	100.0	同 上
株式会社ユー・エス・エス大阪	50	100.0	同 上
株式会社ユー・エス・エス横浜	50	100.0	同 上
株式会社USSリサイクルオートオークション	90	100.0	同 上
株式会社カークエスト	263	69.5	インターネットによる中古自動車に関する情報の提供、中古自動車の買取・販売
株式会社ワールド自動車	40	100.0	事故現状車の買取・販売
株式会社ウインテック	10	(100.0)	同 上
株式会社ブリッジコーポレーション	10	(67.0)	同 上
株式会社ユー・エス物流	30	100.0	貨物自動車運送
株 式 会 社 ア ビ ツ	90	51.0	中古自動車等のリサイクル

(注) 1. 当社の子会社は、上記の重要な子会社14社を含み15社であります。

2. 「当社の議決権比率」欄の()内は間接所有割合を含めた議決権比率であります。

企業結合の経過

1. 株式会社ワールドコミュニケーションズは、平成15年7月18日に株式会社ワールド自動車に商号変更し、平成16年3月29日に当社100%出資の子会社になりました。
2. 株式会社USSリサイクルオートオークションおよび株式会社アビツは、平成15年12月18日に設立し、開業準備中であります。
3. 株式会社ユー・エス・エス横浜は、平成16年2月10日に開業いたしました。

企業結合の成果

上記14社を連結対象子会社として連結財務諸表を作成しております。当期の連結売上高は、42,425百万円（前期比25.4%増）、連結経常利益は18,207百万円（前期比18.4%増）、連結当期純利益は8,907百万円（前期比16.5%増）となりました。

(9) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	服 部 太	
取締役副社長	安 藤 之 弘	名古屋事業本部本部長
取締役副社長	田 村 文 彦	九州事業本部本部長
取締役副社長	原 重 雄	東京事業本部本部長
専務取締役	増 田 元 廣	東京事業本部副本部長
専務取締役	合 野 栄 治	九州事業本部副本部長
常勤監査役	木 下 守	
常勤監査役	井 上 幸 彦	
監 査 役	服 部 豊	弁護士

(注) 1. 平成15年6月25日開催の第23期定時株主総会において、合野栄治氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。

2. 監査役井上幸彦、服部 豊の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特に記載すべき事項はありません。

(注) 本営業報告書の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,073,236	流動負債	10,887,387
現金および預金	8,489,615	オークション借勘定	2,608,218
オークション貸勘定	2,686,617	買掛金	39,123
売掛金	265,380	短期借入金	1,500,000
商品	27,565	一年内返済予定長期借入金	1,135,780
貯蔵品	26,841	未払金	858,339
繰延税金資産	544,201	未払法人税等	3,600,000
短期貸付金	1,724,659	未払費用	109,862
その他の流動資産	357,528	賞与引当金	109,250
貸倒引当金	49,172	その他の流動負債	926,812
固定資産	67,413,931	固定負債	7,234,273
有形固定資産	35,897,340	社債	3,688,000
建築物	7,313,251	長期借入金	1,335,060
構築物	1,237,561	退職給付引当金	77,537
車両運搬具	44,093	債務保証損失引当金	52,291
器具および備品	669,420	役員退職慰労引当金	320,374
土地	23,326,333	預り保証金	1,761,010
建設仮勘定	3,306,680	負債合計	18,121,661
無形固定資産	473,448	(資本の部)	
借地権	228,069	資本金	15,600,666
ソフトウェア	178,992	資本剰余金	19,570,379
その他の無形固定資産	66,386	資本準備金	19,570,379
投資その他の資産	31,043,141	利益剰余金	33,159,352
投資有価証券	1,413,980	利益準備金	370,469
子会社株式	2,414,299	任意積立金	23,705,000
長期前払費用	147,895	別途積立金	23,705,000
繰延税金資産	321,409	当期未処分利益	9,083,882
再評価に係る繰延税金資産	3,461,775	土地再評価差額金	5,147,035
積立保険料	126,512	株式等評価差額金	190,621
投資不動産	22,230,845	自己株式	8,477
その他の投資等	978,576	資本合計	63,365,505
貸倒引当金	52,152	負債および資本合計	81,487,167
資産合計	81,487,167		

損 益 計 算 書

(平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益		23,583,039
	売 上 高	23,583,039	
	営 業 費 用		9,739,745
	売 上 原 価	6,416,647	
	販売費および一般管理費	3,323,097	
	営 業 利 益		13,843,294
損 益 の 部	営 業 外 収 益		861,572
	受取利息および配当金	46,766	
	不 動 産 賃 貸 収 入	627,461	
	その他の営業外収益	187,344	
	営 業 外 費 用		668,295
	支 払 利 息	86,749	
	不 動 産 賃 貸 原 価	479,940	
	その他の営業外費用	101,605	
	経 常 利 益		14,036,570
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		68,723
	貸倒引当金戻入益	17,615	
	その他の特別利益	51,108	
	特 別 損 失		2,079,413
	固定資産処分損	2,049,307	
	関係会社株式評価損	30,106	
	税 引 前 当 期 純 利 益		12,025,880
	法人税、住民税および事業税		6,287,325
	法 人 税 等 調 整 額		1,145,323
	当 期 純 利 益		6,883,878
	前 期 繰 越 利 益		1,019,782
	土地再評価差額金取崩額		1,939,720
	中 間 配 当 額		759,499
	当 期 未 処 分 利 益		9,083,882

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

移動平均法に基づく原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品

貯蔵品

移動平均法に基づく原価法

移動平均法に基づく原価法（ただし、車両については個別法に基づく原価法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、夏季賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上（簡便法）しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について特例処理によっております。

(8) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

(9) 当期より、「商法施行規則の一部を改正する法律」(平成15年2月28日法務省令第7号)による改正後の商法施行規則に基づいて、貸借対照表および損益計算書を作成しております。

2. 貸借対照表関係

(1) 子会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,743,066千円
短期金銭債務	1,894,369千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

投資不動産の減価償却累計額	8,600,015千円
---------------	-------------

(3) 退職給付債務等

退職給付債務	278,419千円
年金資産（時価）	200,882千円

(4) 重要なリース資産

貸借対照表に計上している固定資産の他、セリ機・事務機器および車両運搬具の一部についてリース契約により使用しております。

(5) 担保に供している資産

4,565,126千円

(6) 保証債務

307,524千円

(7) 新株引受権

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の目的となる新株発行予定残数および行使価額は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日	新株発行予定残数	行使価額
平成12年6月29日	1,500株	3,970円
平成13年6月28日	52,950株	4,519円

(8) 第22期（平成14年3月期）において「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金資産を投資その他の資産に、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額は1,910,823千円であります。

(9) 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額190,621千円。

3. 損益計算書関係

(1) 子会社との取引高

売上高	225,498千円
営業費用	1,342,158千円
営業取引以外の取引高	657,881千円

(2) 1株当たりの当期純利益

232円96銭

4. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

1. 当 期 未 処 分 利 益		9,083,882,592	
2. 利 益 処 分 額			
利 益 配 当 金	770,339,350		
(1 株 に つ き 25 円)			
役 員 賞 与 金	26,125,000		
〔うち監査役分 1,875,000円を含む〕			
別 途 積 立 金	<u>7,000,000,000</u>	<u>7,796,464,350</u>	
3. 次 期 繰 越 利 益		<u><u>1,287,418,242</u></u>	

(注) 当期は平成15年12月10日に759,499,300円(1株につき25円)の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成16年5月14日

株式会社ユー・エス・エス

取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 武井 益良 ㊞
関与社員

代表社員 公認会計士 井上 嗣平 ㊞
関与社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第24期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価を含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続きを含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書に記載されている事項（会計に関する部分に限る。）は、監査の方法の概要に記載した監査のために必要な調査ができなかった事項を除き、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第24期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。また、子会社調査の結果、取締役の職務執行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成16年5月17日

株式会社ユー・エス・エス 監査役会

常勤監査役 木 下 守 ⑧

常勤監査役 井 上 幸 彦 ⑧

監 査 役 服 部 豊 ⑧

(注) 監査役井上幸彦および服部 豊は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 3,081,181個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第24期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類19頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、今後の事業展開ならびに経営基盤強化などを勘案して内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えして前期より5円増額して1株につき25円とさせていただきますと存じます。

なお、すでに中間配当金として1株につき25円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は前期より10円増配して1株につき50円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）が平成15年9月25日に施行され、定款の定めをもって取締役会の決議による自己株式の取得が認められました。これに伴い、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第6条を新設するものであります。また、上記の新設に伴い、現行定款第6条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行	変 更 案
第2章 株 式 (新 設)	第2章 株 式 (自己株式の取得)
第6条 ~ 第32条 (条文省略)	第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>
	第7条 ~ 第33条 (現行どおり)

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営陣の一層の強化を図るため6名を増員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
1	服部 太 (昭和11年12月1日)	昭和55年10月 当社取締役副社長 昭和57年7月 当社代表取締役社長（現任） 〔他の会社の代表状況〕 平成6年12月 株式会社ユー・エス物流代表取締役社長（現任） 平成7年10月 株式会社ユー・エス・エス岡山代表取締役社長（現任） 平成9年6月 株式会社ユー・エス・エス札幌代表取締役社長（現任） 平成10年9月 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ代表取締役社長（現任） 平成11年6月 株式会社ユー・エス・エス群馬代表取締役会長（現任） 平成12年4月 株式会社ユー・エス・エス東北代表取締役社長（現任） 平成13年7月 株式会社ユー・エス・エス大阪代表取締役社長（現任） 平成14年4月 株式会社ユー・エス・エス横浜代表取締役社長（現任） 平成15年11月 株式会社ワールド自動車代表取締役社長（現任） 平成15年12月 株式会社USリサイクルオートオークション代表取締役社長（現任）	3,317,820株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
2	安藤之弘 (昭和21年12月2日)	昭和57年7月 当社取締役 平成元年11月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長 平成12年6月 当社取締役副社長名古屋事業本部本部長(現任)	888,050株
3	田村文彦 (昭和15年11月3日)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州専務取締役 平成7年3月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長九州事業本部本部長(現任)	150,620株
4	原重雄 (昭和16年4月1日)	平成5年11月 株式会社ユー・エス・エス東京専務取締役 平成8年1月 当社取締役副社長東京事業本部本部長(現任)	70,520株
5	増田元廣 (昭和22年12月27日)	平成6年6月 株式会社ユー・エス・エス東京取締役 平成7年1月 株式会社ユー・エス・エス東京常務取締役 平成8年1月 当社専務取締役 平成13年6月 当社専務取締役東京事業本部副本部長(現任)	32,020株
6	合野栄治 (昭和24年6月6日)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州常務取締役 平成7年3月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役九州事業本部副本部長 平成13年6月 当社専務執行役員 平成15年6月 当社専務取締役九州事業本部副本部長(現任)	130,620株
7	瀬田大 (昭和41年12月23日)	平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部副本部長(現任)	690,000株
8	山中雅文 (昭和29年12月16日)	平成12年1月 当社統括本部財務部長 平成16年1月 当社執行役員統括本部財務部長(現任)	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
9	池田 浩 照 (昭和36年 5月 3日)	平成13年 1月 当社名古屋事業本部業務部長 平成16年 1月 当社執行役員名古屋事業本部業務部長(現任)	2,600株
10	井之上 浩 昭 (昭和35年11月14日)	平成13年 1月 当社名古屋事業本部車両部長 平成16年 1月 当社執行役員名古屋事業本部車両部長(現任)	2,000株
11	赤瀬 雅 之 (昭和37年11月 8日)	平成13年 1月 当社名古屋事業本部営業部長 平成16年 1月 当社執行役員名古屋事業本部営業部長(現任)	2,000株
12	古賀 靖 永 (昭和35年 8月24日)	平成 6年 8月 株式会社ユー・エス・エス九州営業部長 平成 7年 3月 当社九州事業本部営業部長 平成16年 1月 当社執行役員九州事業本部営業部長(現任)	2,000株

- (注) 1. 株式会社ユー・エス・エス九州は、平成 7年 3月に当社と合併いたしました。
株式会社ユー・エス・エス東京は、平成 8年 1月に当社と合併いたしました。
2. 株式会社ユー・エス・エス東京みずほについては金銭の貸付、株式会社ユー・エス・エス群馬については不動産賃貸借の取引関係があるとともに、いずれの会社も中古自動車のオークション事業について当社と競業関係にあります。
3. 服部 太氏以外の候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第 4 号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件
商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、
新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- (1) 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由
当社ならびに当社連結子会社の取締役、使用人および顧問(当社または当社連結子会社と顧問契約を締結している顧問に限るものとし、以下、同様とする。)の業績の向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、以下の要領により、新株予約権を無償で発行するものであります。
- (2) 新株予約権発行の要領
新株予約権の割当てを受ける者
当社ならびに当社連結子会社の取締役、使用人および顧問

新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式250,000株を上限とする。

なお、下記により、付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

発行する新株予約権の総数

25,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は10株とする。

ただし、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）もしくは発行日の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法に基づく転換社債の転換、新株引受権証券ならびに商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権の行使期間

平成16年6月30日から平成20年10月31日まで

新株予約権の行使の条件

- イ．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれの地位をも有さなくなった場合は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行使することができない。
- ロ．新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使することができない。
- ハ．その他新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定するものとする。

新株予約権の消却事由および条件

- イ．上記に定める行使の条件を充たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ロ．当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権は無償にて発行する。

以 上

